

千葉県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について

令和 7 年 3 月 2 1 日
企画管理部教育総務課

1 改正理由

- (1) 令和 7 年度組織の見直し（第 17 条、第 19 条、第 20 条）
- (2) 千葉県産業教育審議会に係る事務の業務移管（第 19 条、第 20 条）

2 改正内容

(1) 令和 7 年度組織の見直し

以下の見直しのため、所要の規定整備を行う。

- ①教育総務課、教職員課
教職員課の働き方改革推進班を教育総務課に移管する。
- ②教育政策課
キャリア教育推進室を新設する。
- ③児童生徒安全課
学校問題解決支援班を新設する。
- ④教職員課
任用班及び免許班を廃止し、任用室選考班及び任用室任用・免許班を新設する。

●第十七条

2 次の表の上欄に掲げるそれぞれの部に当該中欄に掲げる課を置き、それぞれの課に当該下欄に掲げる室等を置く。

新			旧		
部名	課名	室名等	部名	課名	室名等
企画管理部	教育総務課	総務班、委員会室、危機管理班、 <u>働き方改革推進班</u> 、人事給与室、文書・情報室	企画管理部	教育総務課	総務班、委員会室、危機管理班、人事給与室、文書・情報室
	教育政策課	政策室、高校改革推進室、 <u>キャリア教育推進室</u> 、教育広報室		教育政策課	政策室、高校改革推進室、教育広報室
教育振興部	児童生徒安全課	生徒指導・いじめ対策室、 <u>学校問題解決支援班</u> 、不登校児童生徒支援室、安全班、人権教育班	教育振興部	児童生徒安全課	生徒指導・いじめ対策室、不登校児童生徒支援室、安全班、人権教育班
	教職員課	管理室、県立学校人事室、小中学校人事室、 <u>任用室</u>		教職員課	管理室、 <u>働き方改革推進班</u> 、県立学校人事室、小中学校人事室、 <u>任用班</u> 、 <u>免許班</u>

3 前項に規定するもののほか、次の表の上欄に掲げる課に置く当該中欄に掲げる室に当該下欄に掲げる班を置く。

新			旧		
課名	室名	班名	課名	室名	班名
教職員課	県立学校 人事室 <u>任用室</u>	高等学校人事班、 特別支援学校人事 班 <u>選考班、任用・免 許班</u>	教職員課	県立学校 人事室	高等学校人事班、 特別支援学校人事 班

●第十九条 企画管理部各課の分掌事務は、次のとおりとする。

新	旧
教育政策課 一 ～ 十四 (略)	教育政策課 一 ～ 十四 (略)
<u>十五</u> <u>キャリア教育に関すること。</u>	<u>(新設)</u>
<u>十六</u> <u>広報及び広聴に関すること。</u>	<u>十五</u> <u>広報及び広聴に関すること。</u>
<u>十七</u> <u>教育行政に係る相談に関すること。</u>	<u>十六</u> <u>教育行政に係る相談に関すること。</u>
<u>十八</u> <u>千葉県産業教育審議会に関すること。</u>	<u>(新設)</u>

※十八は千葉県産業教育審議会に係る事務の業務移管に伴うもの

●第二十条 教育振興部各課の分掌事務は、次のとおりとする。

新	旧
児童生徒安全課 一 ～ 二 (略)	児童生徒安全課 一 ～ 二 (略)
<u>三</u> <u>学校問題の解決に向けた支援に係る企画 及び総合調整に関すること。</u>	<u>(新設)</u>
<u>四</u> <u>不登校児童生徒等に係る調査及び支援等 に関すること。</u>	<u>三</u> <u>不登校児童生徒等に係る調査及び支援等 に関すること。</u>
<u>五</u> <u>不登校児童生徒等に係る指導及び助言に 関すること。</u>	<u>四</u> <u>不登校児童生徒等に係る指導及び助言に 関すること。</u>
<u>六</u> <u>独立行政法人日本スポーツ振興センター 災害共済給付に関すること。</u>	<u>五</u> <u>独立行政法人日本スポーツ振興センター 災害共済給付に関すること。</u>
<u>七</u> <u>教育機関の安全管理の総括に関するこ と。</u>	<u>六</u> <u>教育機関の安全管理の総括に関するこ と。</u>
<u>八</u> <u>人権教育に係る企画及び連絡調整に関す ること。</u>	<u>七</u> <u>人権教育に係る企画及び連絡調整に関す ること。</u>
<u>九</u> <u>学校教育における人権教育に関すること (他の課の所掌に属するものを除く。)</u>	<u>八</u> <u>学校教育における人権教育に関すること (他の課の所掌に属するものを除く。)</u>
<u>十</u> <u>千葉県地域改善対策高等学校等進学奨励 金貸付条例の施行に関すること。</u>	<u>九</u> <u>千葉県地域改善対策高等学校等進学奨励 金貸付条例の施行に関すること。</u>
<u>十一</u> <u>千葉県いじめ対策調査会に関するこ と。</u>	<u>十</u> <u>千葉県いじめ対策調査会に関すること。</u>
<u>十二</u> <u>千葉県子どもと親のサポートセンター に関すること。</u>	<u>十一</u> <u>千葉県子どもと親のサポートセンター に関すること。</u>

(2) 千葉県産業教育審議会に係る事務の業務移管

千葉県産業教育審議会の庶務業務を学習指導課から教育政策課に移管する（詳細は別紙参照）。

●第十九条 企画管理部各課の分掌事務は、次のとおりとする。

新	旧
教育政策課 一 ～ 十四 (略)	教育政策課 一 ～ 十四 (略)
<u>十五</u> <u>キャリア教育に関すること。</u>	<u>(新設)</u>
<u>十六</u> <u>広報及び広聴に関すること。</u>	<u>十五</u> <u>広報及び広聴に関すること。</u>
<u>十七</u> <u>教育行政に係る相談に関すること。</u>	<u>十六</u> <u>教育行政に係る相談に関すること。</u>
<u>十八</u> <u>千葉県産業教育審議会に関すること。</u>	<u>(新設)</u>

※十五は組織改正に伴うもの

●第二十条 教育振興部各課の分掌事務は、次のとおりとする。

新	旧
学習指導課 一 ～ 二十一 (略)	学習指導課 一 ～ 二十一 (略)
<u>(削る。)</u>	<u>二十二</u> <u>千葉県産業教育審議会に関すること。</u>
<u>二十二</u> <u>千葉県教科用図書選定審議会に関すること。</u>	<u>二十三</u> <u>千葉県教科用図書選定審議会に関すること。</u>
<u>二十三</u> <u>千葉県総合教育センターに関すること。</u>	<u>二十四</u> <u>千葉県総合教育センターに関すること。</u>

3 施行期日

令和7年4月1日